

## 福祉サービス第三者評価事業の最近の動向と今後の対応について

### 1 評価基準（厚生労働省）

現在のところ、改正等の動きはありません。

### 2 評価機関の認証辞退（長野県）(R5.3)

- (1) 評価機関名等            有限会社エフワイエル 松本市蟻ヶ崎台 24-3（認証番号 長野 20-002）  
 (2) 認証辞退年月日        令和 5 年 3 月 31 日

### 3 受審勧奨した法人・事業所への情報提供（メールマガジンの発行）

- (1) 相手方                    保育所（認定こども園）・放課後児童クラブを運営する 15 市町村、  
 一部の社会福祉法人（※了解を得た 5 法人）

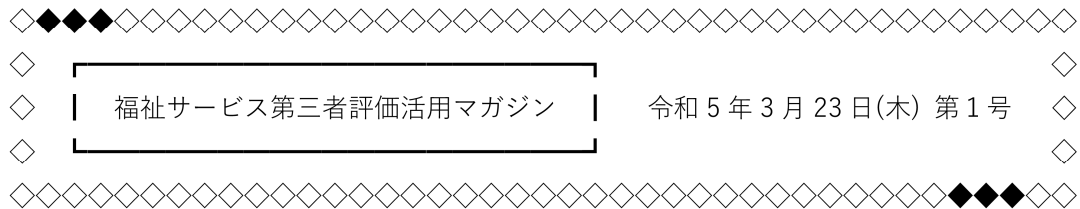
#### (2) 内 容

	送信日	内 容
第 1 号	令和 5 年 3 月 23 日 (木)	<p>【1】 令和 4 年度第三者評価結果の公表状況は次のとおりです（23 件）</p> <p>【2】 保育所を運営する市への受審勧奨を行いました</p> <p>【3】 保育所の受審状況を一覧表にしました（一覧表添付）</p> <p>【4】 長野県社会福祉審議会福祉サービス第三者評価推進専門分科会を開催しました          （評価機関一覧）</p>
第 2 号	令和 5 年 10 月 3 日 (火)	<p>【1】 令和 4 年度第三者評価結果の公表状況をお知らせします（8 件）</p> <p>【2】 (有) エフワイエルさんが評価機関の認証を辞退されました</p> <p>【3】 特別養護老人ホームの受審状況を一覧表にしました（一覧表添付）</p> <p>【4】 保育所の受審について          （評価機関一覧）</p>

### 4 今後の対応（案）（長野県）

- (1) 受審勧奨した法人・事業所への情報提供（メールマガジンの発行）  
 (2) X（旧 Twitter）による情報発信

**差出人:** fukushi-kansa@pref.nagano.lg.jp  
**送信日時:** 2023年3月23日木曜日 11:03  
**宛先:** fukushi-kansa@pref.nagano.lg.jp  
**件名:** 【長野県】◆◆◆福祉サービス第三者評価活用マガジン◆◆◆ 第1号  
**添付ファイル:** 評価結果公表状況（保育所）.pdf



長野県の第三者評価に関する情報をお届けします。

※ 福祉サービス第三者評価制度については、こちらをご覧ください

<https://www.pref.nagano.lg.jp/chiiki-fukushi/kenko/fukushi/daisansha/hyoka/daisansha/index.html>

**【はじめに】**

長野県健康福祉部地域福祉課福祉監査担当です。

このメールマガジンは、第三者評価の受審をお勧めしている社会福祉施設の設置主体（社会福祉法人や自治体など）の皆様へ、第三者評価制度へのご理解をいただくとともに、他事業所の運営状況などをご参考としていただくためにお届けするものです。

半年に一度を目安に、評価結果や第三者評価に関する話題をお届けしますので、どうぞご覧ください。

なお、このメールマガジンは、すでにメールをお送りすることをご承諾いただいた所属のアドレスに送信していますが、個人のアドレスをお教えいただいた方には、個人アドレスにお送りしましたので、改めまして所属のアドレスをお教えいただくようお願いいたします。

（※ fukushi-kansa@pref.nagano.lg.jp あてご連絡願います。）

**【1】 令和4年度第三者評価結果の公表状況は次のとおりです** （※ URL をお届けします。）

現在までに23件の評価結果が公表されました。（※結果がまとまり次第、順次公表されます。）

障がい者・児や保育所においては、継続受審が多く見受けられますが、高齢者の分野は継続受審が少ない傾向にあります。

**(1) 高齢者（4件）**

<特別養護老人ホーム須坂荘>

<https://www.wam.go.jp/wamappl/hyoka/003hyoka/hyokekka2.nsf/aOpen?OpenAgent&JNO=2000000121&SVC=0001191>

# X (旧 Twitter) を活用した第三者評価情報の広報について

## 1 現状と課題

- ・福祉サービス第三者評価制度の普及が事業者側にもユーザー側にも進んでいない。
- ・令和4年度においては、虐待事件や置き去り事故を受け、保育所を設置する16市に対して受審勧奨を行った。(事業者側への普及啓発)
- ・ユーザー側への普及については、ホームページ掲載のみであり、さらなる広報が必要。(ユーザー側への普及啓発)

## 2 考 察

- ・第三者評価情報を一般ユーザーに見ていただくためには、SNSの活用が有効と考えられる。
- ・広く活用されているSNSとしては、X(旧 Twitter)、Facebook、LINEが挙げられる。
- ・広報・共創推進課においては、「長野県ツイッターに関するガイドライン」を定めているが、他の媒体については、現在のところ、定めがない。



## 3 今後の方針

- ・第三者評価専用のX(旧ツイッター)アカウントを作成済。  
※「福祉サービス第三者評価(長野県) @daisansyanagano」
- ・投稿内容(H PのURLを貼付し簡単な案内文を添える。)
  - ① 評価結果公表のお知らせ(WAM-NET)
  - ② 専門分科会等関連行事の開催情報(県H P)
  - ③ 事業所アンケートの結果(〃)
  - ④ その他、第三者評価に関する話題など(〃)
  - ⑤ 末尾に「#第三者評価」「#長野県」「#保育所」(事業所分類)を記載。



×



Everyone

<第三者評価結果公表のお知らせ>

〇〇市の〇〇〇〇〇〇デイサービスセンターが第三者評価を受審され、評価結果が公表されましたのでお知らせします。

令和2年に引き続き2回目の受審となりました。

#第三者評価 #長野県 #通所介護

(評価結果はこちらからどうぞ)

<https://www.wam.go.jp/wamappl/hyoka/hyokasrch.nsf/resultdetail?Open&SRCHTYPE=4&MYSERVICECODE=00015&MYJIGYONO=2000000&MYBUNJONO=>



Everyone can reply



1



Tweet